

令和4年4月21日

保護者の皆様へ

大阪市立友渕中学校
校長 水野 光章

就学援助申請はお済みでしょうか？

大阪市では、子どもたちの学習が経済的な理由で妨げられることのないように就学援助制度を設けています。この制度は、子どもたちの学校教育にかかる費用について、保護者の皆様の負担を軽減するためのものです。

就学援助を希望されるご家庭で、申請がお済みでないご家庭につきましては、
令和4年6月30日(木)までに申請書類をご提出いただくようお願いいたします。

※ただし、申請理由が①あるいは②のご家庭で、税情報を利用した申請をお考えのご家庭につきましては、令和4年5月13日(金)までに申請書類をご提出いただくようお願いいたします。

◇申請書類の提出先

友渕中学校 事務室まで郵送あるいはご持参いただくようお願いいたします。

※期限を過ぎますと4月当初からの認定が出来ないため、金額の一部または全額が支給されない場合がありますので、ご注意ください。

申請には、「申請理由を証明する書類」が必要です。詳しい内容については配付済みの「令和4年度(2022年度)就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。

◇すでに申請済みの場合は、再度申請いただく必要はございません。

◇ご不明な点等ありましたら、友渕中学校または、大阪市教育委員会事務局 学校経営管理センター事務管理担当(就学援助グループ)までご相談ください。

友渕中学校 事務室 柳瀬(Tel 6928-1970)
大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター事務管理担当(就学援助グループ)
(Tel 6115-7653)